



ヘッドライン・ニュース

- ◆12月会議のお知らせ.....2～3
- ◆令和3年度12月補正予算.....4
- ◆11月会議のお知らせ.....4
- ◆常任委員会視察研修.....5～7
- ◆町政を問う 一般質問.....8～15
- ◆声の広場.....16



12月会議で決まりました



12月3日～12月24日に定例議会が招集され32件の議案が議決されました。
31議案は全会一致で可決となり、陳情1件は反対多数で不採択となりました。

消防団条例の一部改正

- 退職年齢を55歳から65歳に延長
- 定数を900人から800人に縮小
- 分団長以下の年報酬5000円引上げなど。



過疎計画を策定

- 鏡野町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和7年度）
- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い策定

鏡野町行政組織条例の全部改正（令和4年4月1日施行）

- 総合福祉課……①社会福祉に関すること ②障害者福祉に関すること ③高齢者福祉及び介護保険に関すること ④人権擁護及び啓発に関すること
- 健康促進課……①健康増進に関すること ②保健衛生に関すること ③医療保険に関すること ④診療所に関すること
- 子育て支援課……①子育て支援に関すること ②児童福祉に関すること ③保育園、こども園及び幼児教育に関すること

保健福祉課が3つの課になります

令和3年12月会議（定例会）賛否の公表

条例の全部改正・一部改正・廃止

- 原案可決**
- 議第57号 鏡野町行政組織条例の全部改正について
 - 議第58号 過疎地域自立促進特別措置法第2条に規定する過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部改正について
 - 議第59号 鏡野町消防団条例の一部改正について
 - 議第60号 鏡野町総合文化施設条例の一部改正について
 - 議第61号 鏡野町集落排水処理施設条例の一部改正について
 - 議第62号 鏡野町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について

規約の変更

- 原案可決**
- 議第63号 岡山市市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び岡山市市町村総合事務組合規約の変更について

計画の策定

- 原案可決**
- 議第64号 鏡野町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

公の施設に係る指定管理者の指定

- 原案可決**
- 議第65号～81号 公の施設に係る指定管理者の指定について

一般会計・特別会計補正予算

- 原案可決**
- 議第82号 令和3年度鏡野町一般会計補正予算（第5号）歳入歳出予算に3億200万円を追加し、総額127億6400万円とする。
 - 議第83号 令和3年度鏡野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）事業勘定の歳入歳出予算に79万2千円を追加し、総額15億8447万5千円とする。
 - 議第85号 令和3年度鏡野町一般会計補正予算（第6号）歳入歳出予算に2億180万円を追加し総額129億6580万円とする。

財産の取得

- 原案可決**
- 議第84号 財産の取得について 文化スポーツセンタートレーニング器具備品購入

請願

- 採択**
- 請願第4号 「自立支援医療（精神通院）に入院を加える改善、及び、岡山県の心身障害者医療費公費負担制度の対象者に精神障がい者を加えることを求める」意見書の提出を求める請願書

陳情

- 不採択**
- 陳情第6号 スケートボード練習場（アクションスポーツ場）の設置を求める陳情書

意見書の提出

- 原案可決**
- 発議第13号 「自立支援医療（精神通院）に入院を加える改善、及び、岡山県の心身障害者医療費公費負担制度の対象者に精神障がい者を加えることを求める」意見書の提出について

賛否の状況

【表示説明】 ○：賛成、×：反対、欠：欠席、－：採決なし ※原議長は採決に加わりません

議案名		議決年月日	採決結果	鈴木大介	岡田高幸	難波達男	山本秀久	藤田照子	花房尚	飯綱洋平	牧田俊一	仲西祐一	片田八重美	岸泰廣	小椋晶志	長石幸男	原章倫
陳情第6号	スケートボード練習場（アクションスポーツ場）の設置を求める陳情書	令和3年12月24日	不採択	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	－



公の施設に係る指定管理の指定について

指定管理者制度

多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設）の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の節減などを図るものです。現在、鏡野町内85施設について指定管理制度を利用しています。 指定管理期間R4.4.1～R9.3.31（一部除く）

鏡野町福祉センター

鏡野町上齋原総合福祉センター

（上齋原診療所・上齋原歯科診療所・コミュニティセンターを除く）

鏡野町富総合福祉センター（富診療所・富歯科診療所を除く）

鏡野町立養護老人ホーム「かがみの園」

○社会福祉法人 鏡野町社会福祉協議会

鏡野町物産館（夢広場）

○一般財団法人 鏡野町振興公社

鏡野町農林水産物直売施設

「ふるさと物産館」(道の駅)

（農機具格納庫・共同農作業用機械施設・管理棟施設）

鏡野町農業センター

○株式会社 未来奥津

男女山公園

○一般社団法人 かがみらの

クアガーデンこのか

恩原高原オートキャンプ場

恩原高原青少年旅行村

○一般財団法人 上齋原振興公社



鏡野町上齋原文化センター

上齋原観光スポーツ施設

上齋原屋内ゲートボール場

○一般財団法人 上齋原振興公社

鏡野町子育て支援センター

○特定非営利活動法人 元気ッズ

耕心館

鏡野町ファームビレッジ施設

○農事組合法人 長藤農場

スノーモビルランドinナチュラル泉源

○スノーモビルランド in

ナチュラル泉源運営協議会



月出原苑地交流施設

月出原観光農園

○月出原観光農園管理組合

奥津温泉星の里キャンプビレッジ

○奥津温泉振興企業組合

鏡野町泉源園地

○泉源部落会



上齋原農林産物生産加工センター

○上齋原農林産物生産加工組合

奥津温泉 花美人の里

○株式会社 花美人の里



奥津農林水産物処理加工施設

○岡山県農産食品加工株式会社

（指定管理期間R4.4.1～R14.3.31）

鏡野町農産物集出荷貯蔵施設

鏡野町農業センター（水稲共同育苗施設）

鏡野町農業センター（共同乾燥調製施設）

○晴れの国岡山農業協同組合

鏡野町奥津歴史資料館

○特定非営利活動法人てっちりこ

令和3年度12月

補正予算

主なもの

- 財政経常管理費 【408万7千円増額】
かがみのふるさと応援寄附金（ふるさと納税）の申込件数が、見込より多かったため増額
- 営業臨時管理費 【256万3千円増額】
「プラント5」バス停に待合所の整備を行う
- 国民健康保険病院建設計画策定事業 【47万7千円増額】
新病院建設事業の基本構想策定に係る在り方検討委員会設置経費及び調査研究費
- 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 【1380万2千円増額】
- 新型コロナウイルスワクチン接種事業費 【4752万6千円増額】
- 津山圏域資源循環施設組合負担金 【512万7千円増額】
津山圏域クリーンセンターのごみピット使用率が170%を超え、通常運営に支障をきたし、緊急の場合搬出に係る事業費について、組合負担金が増加したことに伴う
- 米の生産継続支援金 【1億2700万円増額】
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、米の需要が減少し、米価下落の影響を受けた農業者の所得支援と米の生産継続を図るための支援事業を行う
- ぬくもりの木で家づくり推進事業補助金 【390万円増額】
申請見込み件数増加による増額補正
- 住宅リフォーム事業補助金 【400万円増額】
申請見込み件数増加による増額補正
- 起業支援事業 【400万円増額】
申請見込み件数増加による増額補正
- 国民宿舎いつき臨時管理費 【1500万円増額】
新型コロナウイルス感染症による「国民宿舎いつき」の運営に係る一時支援金
- 除排雪事業費 【6300万円増額】
近年（H28年～R2年の5年平均）の委託料を考慮し、出来高払い及び完成払いに対応する
- 子育て世帯等臨時特別支援事業費 【2億180万円増額】
18歳以下の子どもたちに「1人あたり10万円」の臨時特別給付金を支給する



11月会議で決まりました

11月2日に行われ、3議案が全会一致で議決されました。

令和3年11月会議(随時会)賛否の公表

報告

原案
可決

報告第5号
専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

選挙

原案
可決

選挙第8号
津山圏域消防組合議会の議員の補欠選挙について

発議

原案
可決

発議第12号
米価下落に伴う農業者支援を求める決議について

米価下落に伴う農業者支援を求める決議について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、令和3年産の米価下落に伴い、地域農業や農村集落の維持にも深刻な影響をもたらすことが懸念されることから、農業者の経営危機を打開するため、町に対し下記の事項について議会より要望をしました。

「農業者が、令和4年以降も持続的・安定的に農業を営むことができるよう、令和3年産の米価の下落に対する救済支援策を早急に実施すること。」

総務常任委員会 視察・研修

総務常任委員会では、鳥取県智頭町へ空き家対策・移住・定住について行政視察を行いました。

(令和3年11月25日)



空き家バンクと定住

智頭町では平成22年から空き家対策として、町が空き家バンクを設立し、平成25年から居住10年間無償で借上げ、修繕し賃貸物件として活用しリースとして貸し出しをする取り組みをされ、10年以降は借主と貸主で相談をして決める。

住み続けて自分の家に

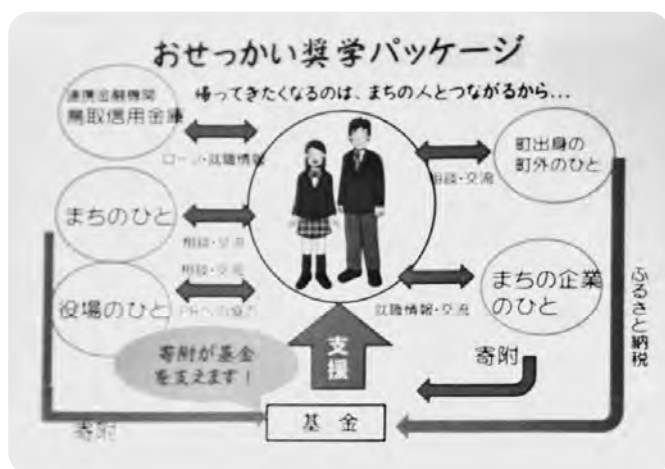
「智頭町定住・促進事業」の取り組みとして、移住者に配慮し平成27年度から「40歳未満で智頭町に移住」を条件に一戸建て住宅を（建築費1,600万円）月額3.5万円で賃貸し、希望者には20年賃貸後に譲渡も可能。現在5棟あり、今後新たに5棟建築予定。また、森の幼稚園に入園希望が多く、子育て支援では、保育料無償化や、小・中学生の給食費無償化、学生の通学バス無償化など取り組んでいる。



おせっかい奨学金

自宅から通えない町内の高校生や、大学に進学した際の生活費支援として「おせっかいローン」を使い、金利は町が負担し10年をめどに智頭町に戻ると元本を町が負担する。

ふるさと納税などを基金として充て、智頭町全体で未来を担う若者を育てようとしている。



◆この視察研修を通じて

令和3年人口約6,500人の智頭町では、少しでも移住・定住者を増やすための取り組みについて頑張っていることがうかがえ、鏡野町でも参考として是非取り組んでいきたい。（難波 達男）

生きるを楽しむ 西栗倉村へ

文教厚生常任委員会の視察研修では、地元産材を使用した木の温かみを感じる西栗倉村役場庁舎を訪ね、先進的な教育や生涯学習の取り組みについて学びました。（令和3年11月15日）



▲あわくら会館

ひゃくもり

百森留学＝教育のブランド化

百森留学とは、感受性豊かな子どもが1年間、魅力ある西栗倉村で暮らす山村留学のこと。対象は小学4年生から中学3年生。令和4年4月から開始予定。

学校に行きづらい子どもも自然豊かな西栗倉ならのびのびいられ、親元を離れてもしっかり成長できる。空き家を活用した拠点で共同生活を行い、子どもが自炊・米づくり・薪づくりや地域活動を体験する意欲的な教育事業である。地域力を活かした教育のブランド化を目指す取り組み。

いつでも居場所が見つかる、住民に開かれた会館

生涯学習施設・図書館・役場庁舎が一体となった「あわくら会館」が本年度完成した。村民のアイデアが活かされた「生きるを楽しむ」ための拠点。「あつまる→つながる→やってみる」がキャッチコピー。やってみたいアイデアを発信して仲間を募りイベントを楽しむ（やってみん掲示板）など、村民が輝くための工夫が随所に光る。小部屋の使用は自由。中高生が大人の目線を感じずにいられる隠れ家のような居場所も設置。放課後には様々な活動を目的に生徒たちが広いホールに集まる。冷蔵庫やキッチンも完備されており料理もでき、セルフカフェコーナーもあるなど風通しのよい空間が広がる。



▲あわくら図書館

声を出してよい「つながる図書館」

1階は児童書が充実した子ども図書館、2階は大人用図書館。吹き抜けでつながっているため子どもたちの声が聞こえ、親子でも安心して過ごせる。また、静かに読みたい人のスペースも確保されている。木のぬくもりが感じられる居心地のよい図書館である。

◆この視察研修を通じて

西栗倉村は合併しないことを選んだ。村を存続させるために「百年の森構想」を立て、村が一丸となり挑戦している姿に共感できた。ベンチャー企業を育て、移住者を増やし、仕事をつくり、森を活用しながら新しい取り組みを行う開拓者のような村。地方創生の先進地と呼ばれるには理由があった。鏡野町を持続可能なまちにするためのヒントを見出し取り入れていきたい。（飯綱 洋平）

スケートボード練習場を実地調査



◆鏡野町にスケートボード練習場（アクションスポーツ場）の整備を求める陳情があり、文教厚生常任委員会で審査する上で、スケートボードなどアクションスポーツについて、その施設や設備について知る必要があるため、津山市内の民間施設（屋内施設）と奈義町が運営しているスケートボード場（屋外施設）へ実地調査に行った。
（令和3年12月7日）

◆津山市の民間施設を運営する方から話を伺ったところ、施設整備をする際は、有識者の意見を取り入れて設備を充実させることが重要であるとともに、きちんとした指導ができる体制づくりも大切とのこと。



▲津山市の民間施設

◆奈義町の町営施設では、セクションと呼ばれる競技で使われる構造物が6基ある600㎡のスケートボード場を平成18年に約1,750万円掛け整備し、平成30年に約2,230万円掛けて大規模改修を行った。利用者数は令和元年度が1,398人、令和2年度が1,413人あり、割合としては町民の利用が3割、町外・県外からが7割程。怪我については、骨折は何件かあるが大事故はない。基本的には自己責任で対応しており、町のスポーツ保険への加入を勧めている。ヘルメットとプロテクターは無料での貸し出し、設置業者の点検が年2回、日常的には職員が目視で点検している。



▲奈義町営施設

◆実地調査を通じて、子どもや若者の自立心や挑戦心を育むアクションスポーツの素晴らしさを実感した。その一方で、鏡野町内に愛好家がどのくらいおられるのか、整備後の利用者の需要がどれほど見込めるのか等についての検証がいまだ不十分である。多額の整備費用と維持費が掛かるため、町営施設整備には十分な調査研究と慎重な議論が求められると共に、住民からの多くの要望や署名が集まることで整備・検討の機運が高まると感じた。

（飯綱 洋平）

町政を問う

一般質問

一般質問とは、議員が町の行政全般にわたって執行機関に対し疑問点を質し、所信の表明を求めらるものである。

ページ	議員名	質問内容
9	藤田 照子	1. 町民が入所している高齢者施設との連携について
10	花房 尚	○ 中学生以下に現金5万円給付 ○ 5万円分クーポン給付 ○ 寄附講座の継続について 1. 保育・教育施設の遊具の安全点検 2. デジタル端末の配布について
11	飯綱 洋平	1. 移住定住の促進について
12	牧田 俊一	1. 再生可能エネルギーの活用と課題点について 2. 鏡野町有施設電力供給制度について ○ 今後の脱炭素対策と再生可能エネルギーの導入について
13	片田八重美	1. 高齢者の冬の居場所づくりについて 2. 冬季生活の支援について
14	鈴木 大介	1. 空き家対策について 2. 公共交通機関について ○ 地域おこし協力隊について ○ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」について
15	岡田 高幸	○ 指定管理者制度について 1. 高清水トレイルの有効な活用、また、今後の課題について 2. 総合文化施設ペスタロッタ館の管理について



藤田 照子[ふじた てるこ] 議員

質問

町内にある高齢者の介護施設と
収容人数、待機者数は



答弁

町内9施設、収容可能人数は223人。
待機者数は174人

○町内の入所施設

1	特別養護老人ホームいずみ山荘	公保田
2	特別養護老人ホーム奥津広済園	杉
3	アーバグループホーム	瀬戸
4	グループホームいずみ山荘	公保田
5	グループホームさくらそう	小座
6	グループホームバオパブの木	富東谷
7	グループホーム福福	古川
8	グループホーム美湯の里	奥津
9	地域密着型特別養護老人ホーム新宅	公保田

町内にある施設と町外の施設、それぞれ入所人数は何人か。

町長

町内の方が、町内の施設に164人、町外の施設に42人入所している。

町の後期基本計画に、行政の役割として「地域包括ケアシステムを構築し、サービス内容の周知に努

めます」とある。具体的にどう取り組むか。

町長

地域包括支援センターが地域課題を適切に集約し、第三者を含めた医師、看護師、介護支援専門員等で解決し、そのノウハウの蓄積や具体的な地域課題の共有により、地域づくり、資源開発、政策形成等につなげ、さらにそれらの取り組みが個人の支援を充実させていく一連の仕組みを構築する。

例えば、高齢者の入院から退院まで、そして退院後の在宅生活を充実させるため、個々のニーズに沿ったサービスの提供を続けることが、住み慣れた地域で安心して生活できる社会になると考えている。



質問

介護施設での虐待相談はあるか



町内の施設に入所されている方からは直近3年間はない

相談があった場合、町としての対応は。

町長

鏡野町高齢者虐待防止マニュアルを定めている。行政、権利擁護センター、包括支援センターの職員でケース会議を開催し、高齢者や関係者への訪問調査や聞き取り調査等の事実確認を行う。

その結果に基づくコア会議で、虐待の有無、緊急性の判断を行う。その後もケース会議を継続的に開催し、対応方法や役割分担を決定し、施設への指導を行いながら支援を続ける。虐待が終息したと判断できれば、終結となる。

町外の施設の虐待の相談があった

場合、町としての対応は。

町長

虐待の対応は、事業所が所在する市町村が行い、事業所への指導については、指定を行った県・市町村が行う。

それぞれに相談や通告内容を伝える。

話を聞いて県に伝えるだけで終わっていいのか。告発される方は、告発したら虐待がひどくなるのではないかと不安で、声に出しにくい。管轄外でも関心を持っていたきたい。

保健福祉課長

鏡野町にしか入っていない情報であれば、情報提供するが、虐待案件なので提供できる範囲内で伝えることに

なる。

町単独で調査に入るのは難しいが、何もしないということではない。

各自自治体とも高齢者虐待には一生懸命対応しており、これからも真摯に取り組んでいく。

安心して介護施設になるように町長の考えを。

町長

鏡野町で虐待などが1件もないように、職員、事業所ともに業務に当たってもらいたい。

人権を尊び、支え合うことを全面に出した福祉計画を立てている。虐待などの情報があれば寄せていただきたい。



質問

保育・教育施設での遊具の安全点検は、町内では行われているのか



回答

今年度の点検は9月に実施、ほとんどの遊具が問題はなかった



花房 尚 [はなふさ ひさし] 議員

問

岡山市の保育施設での遊具事故を受け、町内の遊具の安全点検は行われているのか。

答

教育長

町内の園と学校では、毎年ブランコや滑り台などの遊具やサッカーゴールなどの体育器具の点検を専門業者に委託している。



今年度の点検は、事故発生前の9月に実施し、ほとんどの遊具が使用に問題はないという報告を受けた。「使用不可」の判定を受けた遊具については使用禁止にし、速やかに修繕を行うよう準備を進めている。

問

新設の多目的公園の総合遊具の安全性と事故対策は確保されているのか。

答

教育長

令和5年度に完成予定の大型総合遊具は、「日本公園施設業協会の安全基準」に基づき、設計・施工を行う。また、国土交通省の「都市計画における遊具の安全確保に関する指針」に基づき、それぞれの遊具の強度構造計算を実施し、地震・風力・積雪・遊動加重の強度をチェックした後、組み立てを行う。デッキに滑り止め効果のある特殊な合成樹脂コーティングを行うほか、安全性向上と事故対策を図っていく。

質問



回答

デジタル端末を破損したり、不具合が起こったとき、賠償責任は誰にあるのか
民法では、故意または過失により損害を与えた者に賠償責任があると定めている

問

国の「GIGAスクール構想」で

小中学生一人一台のデジタル端末の配布が進み、学校や家庭でパソコン・タブレット端末を破損、不具合が起こったとき、賠償責任は誰にあるのか。

答

教育長

鏡野町でも、一人一台のタブレットを整備し、それぞれの学校でも授業や様々な場面での活用が進んでいる。また、家庭学習に向け、タブレット端末の持ち帰りについても、準備を進めている。心配されているとおり、活用の頻度が上がれば上がるほど、破損や不具合も多数発生することが予想される。



「賠償責任が誰にあるか」ですが、民法第709条では、故意または過失により損害を与えた者に賠償責任があると定められている。

問

修理費用はどこが負担するのか。

答

教育長

児童生徒が使用するタブレット端末が破損した場合の修理費用は、一律に保護者に損害賠償を求めるのではなく、事例ごとに原因を確認し、不可抗力

【GIGAスクール構想とは】

1人1台の端末と高速通信環境の整備をベースとして、子どもたちのために「個別最適化され、創造性を育む教育」を実現させる施策。（文部科学省）



によるもの、やむを得ない事情があると判断できる場合は、修理や交換に係る費用を町が負担したいと考えている。



飯綱 洋平[いづな ようへい] 議員

質問

移住・定住促進の対策はどのような施策を推進するのか



答弁

町が空き家を借り上げ改修をし、利用者を募集する「お試し住宅」整備を進める予定

問 町長の移住・定住促進への意気込みは。

答 町長 社会状況が変化
する中、多様化・高度化する移住希望者のニーズに
応えながら、人口減少を緩やかなもの
にしていき、将来にわたり持続的に発展して
いける鏡野町を次世代につないでいくために、
町民が生き生きと暮らせるまちの実現を目指
していけるよう努力したい。移住・定住促進
の取り組みについては町の重点施策を継続し
つつ、取り組み強化を図っている。

問 移住・定住促進事業にはどのようなものがあるか。

答 町長 移住・定住対策
については平成27年10月に総合定住相談窓口
を開設した。移住・定住ツアー、婚活イベン
ト等を実施するとともに

に空き家改修補助金、片づけ補助金、鏡野町
新卒者ふるさと就職奨励金制度等も立ち上げ
てきた。

問 将来的にはどのような施策を推進
するのか。

答 町長 生産年齢人口と
年少人口の減少に歯止
めをかけるために、特
に子育て世代に重点を
置いた支援策や定住サ
ポート事業を推進する。
定住できる環境づく
りの推進については、
現在、宅地建物取引業
協会と連携をしながら
実施している空き家情
報登録制度をさらに充
実させ、本町に住まい
を探す方がより情報を
得やすくするための工
夫を考えていく。

また、近年特に要望
の多い空き家の賃貸に、
町が主体的に関わる。
来年度当初から町が空
き家を借り上げた後に
改修をし、利用者を募

集する「お試し住宅」
整備を進める予定で、
現在、空き家調査及び
制度内容について検討
している。



問 「お試し住宅」と
は。

答 まちづくり課長
中間管理住宅制
度とも呼ばれる「お試
し住宅」は、5年から
10年の期間、貸主から
町が住宅を借り受けて
改装等を行い、改装費
用は借主から賃料とし
ていただく等を検討し
ている。

問 空き家の数は。

答 町長 全体で857件、
そのうち利用可能な空
き家は338件ある。

問 移住希望者にア
ピールできる話題
性ある取り組みは。

答 町長 移住・定住ツア
ーを進化させ、移住希
望者のニーズに応える

オーダーメイド型の移
住体験ツアーを実施し
ており、利用者から大
変好評を得ている。今
後も制度の拡充を進め
ていく。

問 地域おこし協力
隊は継続されるか。

答 町長 地域おこし協力
隊事業は継続してい
きたい。地域おこし協力
隊は、移住・定住の促
進及び地域の活性化を
図るために大きな役割
を担っている。一日も
早い地域の主力となる
よう行政とともに頑張
っていききたい。

問 町の魅力を発信
するためにはデザ
イナー、ライター、写
真家、編集者といった
人材が必須。地域おこ
し協力隊に情報コンテ
ンツを扱える人材の起
用をお願いしたい。

答 町長 来年度の協力隊
の活動の一つに、鏡野
町の魅力発信を考えて

問 隊員の目指した
い仕事を後押しで
きるような体制づく
りが急務ではないか。

答 まちづくり課長
現在活動してい
る協力隊3名で、今後
のチームづくりを進め、
新しく入る協力隊のサ
ポートをしていく。今
後の活動が充実したも
のになるよう心がけて
いきたい。



質問

再生可能エネルギー開発に伴う自然・生活環境等を守る条例が必要と考えるが



牧田 俊一〔まきた としかず〕議員



答弁

県条例以外に、町独自条例の制定の必要性については検討していく

再生可能エネルギーの活用のため、大型の設備開発に伴う環境・生態系・自然の景観・住民の生活環境保護のための町独自の条例が早急に必要ではないか。

町長 独自条例制定の必要については検討していく。

岡山県が令和元年10月1日に制定した「岡山県太陽光発電設置の安全な導入を促進する条例」(※下記以降は県条例とする)は町としてこの課が管轄しているのか。

岡山県が令和元年10月1日に制定した「岡山県太陽光発電設置の安全な導入を促進する条例」(※下記以降は県条例とする)は町としてこの課が管轄しているのか。

まちづくり課長 開発行為はまちづくり課。その他は、くらし安全課が所管している。

県条例内で、施工者は地域住民と適切なコミュニケーションと記載があるがどのようなことか。

まちづくり課長 施設建設に関し詳細な事前説明等により地域住民との理解を得ること。

施工業者が施工を進めるなかで、地元住民との理解が得られていない場合、町としてはどのような対処を行うのか。

鏡野町では施工業者から開発協議書を提出してもらう。その開発協議書に至るまで施工業者から事前に相談がある。その上で理解が得られない場合は協議書の提出を受付していない。

鏡野町の自然を守り無闇な開発抑制のためには、町独自の開発規制や条例の制定が必要ではないか。

くらし安全課長 県とも協議をして近隣の自治体の条例を参考して考えていく。

大規模開発の施工業者に対し、町としてはどのように管理・監督・行政指導をしているのか。

まちづくり課長 開発行為の協議書が提出されたら事前現場確認を行う。工事途中の監視管理は行わないが、工事完了届が提出された時に適切に事業が行われたかの確認作業を行っている。

現在施工中の開発工事で町民から業者に対し改善や施工の進捗状況はどのような声や、工事に対する心配の声はないのか。

まちづくり課長 問の内容の声は伺うことはある。住民の声を聞いて現地確認等は行っている。今後適切な指導を行っていく。

質問

鏡野町有施設電力供給入札制度とは



平成29年10月より制度導入
岡山県下でも最初の部類である

本制度の導入のメリットは。

町長 電気料金の削減で導入当初の試算で年間約1900万円の削減額となる。

本契約額以外の電力を超過した場合は。

総務課長 入札では使用電量を決めている入札ではない。過去1年間の電力使用量を集計し、この場合の電力単価は幾ら契約するかという入札制度である。

本入札制度は21施設が対象となるが根拠は。

総務課長 経費の削減効果が高い高圧受電の施設

が対象である。21施設以外については導入の検討は。

膨大な事務量に押し付けられていては導入の検討は。

総務課長 膨大な事務量に押し付けられていては導入の検討は。

膨大な事務量に押し付けられていては導入の検討は。

膨大な事務量に押し付けられていては導入の検討は。

膨大な事務量に押し付けられていては導入の検討は。

膨大な事務量に押し付けられていては導入の検討は。

膨大な事務量に押し付けられていては導入の検討は。

膨大な事務量に押し付けられていては導入の検討は。





片田 八重美【かた た や え み】議員

質問

高齢者を対象にした冬の湯治場を設置できないか



答弁

町有施設の全てを指定管理者に委ねており、十分な検討が必要だ

問

積雪の多い地域ほど、高齢者の一人暮らしは孤立しがち。地域を離れず健康を維持し安心して暮らせる「冬の湯治場」を、制度化できないか。

町長

答

過去に各地域の福祉センターにおいて、高齢者に冬期間だけ住居を提供する事業を実施していたが、夜間、休日の管理が困難になり、加えて、利用者の利便性に合った改修を行わなければならなくなったことから当事業は中止の措置をとっており、現実的に以前のような居住部門の運営は困難と考える。

問

福祉施設を活用することではなく、各町有施設と、そこに沸く温泉を活用して「湯治場」にすることを願っている。制度的な問題は。

町長

町有観光施設を利用することは、全て

問

指定管理者に管理を委ねているので、施設の設置目的自体に抵触することも考えられる。十分な検討が必要だ。

問

町の豊富な温泉を、福祉に活用して欲しい。温泉には治療力があり、健康寿命が延びる。介護期間も短くなり効果は大きい。考えて欲しい。

答

町長

福祉に温泉を活用することは利用負担も大変だろうと考える。今の時点では難しい。

問

福祉の観点から、対象者に「冬の湯治場制度」についてアンケートを実施して欲しい。

答

保健福祉課長
地域が偏らないように、民生委員さんの協力を得ながら声を聞いてみたい。



質問

冬季生活を支援する事業の創設を



答弁

対象地域が限定されるので平等性が欠け創設は難しい

問

各家庭の小型除雪機購入の一部を助成する事業の創設を。

町長

答

合併当初には、地区からの申請があれば、除雪機購入の補助制度を設けていたが、現在は終了している。対象地域が限定されるものであり、現段階では町として創設することとは難しい。

問

地区ではなく、各家庭の負担をもっと考えて欲しい。

答

くらし安全課長
町として補助制度は難しい。希望基金で考える方がふさわしいだろう。

問

冬の生活をおびやかす雪問題のもう一つに「雪囲い」作業がある。経費の一部負担はできないか。

答

町長

これについても、対象地域が限定されるので希望基金での検討がふさわしいと思う。

問

現に、住宅リフォーム補助事業があるが、項目に雪囲いを加えることは不可能か。

答

産業観光課長
雪囲いは季節的なものであり仮設であると理解している。また、所管も違い現状の住宅リフォームでは対象外となる。

問

仮設が仮設でないかを言うより、雪囲いそのものを理解して欲しい。

答

町長
大きな労力を必要とされる雪囲いは理解している。特定された地域の風物詩、観光の一助とした観点から、目

を向けてもいいのかと思う。各課と調整したい。

問

冬季生活支援の3つ目に、非課税世帯、生活困窮者を対象に灯油購入費の助成はできないか。

答

町長

近年オール電化世帯も増えている。平等性に欠ける。これも難しい。

問

町民全体として捉えていただき近隣の県では実施されている。財源についてはいかがか。

答

町長
するとすればその財源の一つはそうなるうかと思う。



▲雪囲い

質問 空き家対策の今後の方針は



鈴木 大介[すずき だいすけ] 議員



町が借り受けるなど検討

答弁

問 空き家対策について、町として、賃貸に出しやすいような補助などの今後の方針は。

答 町長
空き家登録された物件のうち、町にない貸してもいいという意向のある所有者の物件については、町が借り受け、修繕し、移住希望者に賃貸することも検討している。

問 特定空き家に認定された場合、所有者の不利益につながることもある。適正な

空き家管理の方法など、定期的に広報などで周知することによって、特定空き家になる前に売り出しや賃貸に出されるなどにつながる。今後の周知の徹底についての方針は。

答 危機管理監
今のところは固定資産税の納付書を送るときにチラシを同封、ホームページに載せることはしているが、後は町の広報誌等にも掲載して、広く周知をしていきたいと検討している。



質問 高校生の登下校バス運行について新たな取り組みは



鏡野町地域公共交通計画に基づき、見直し等を実施

問 高校生通学補助制度で距離制限があり、距離が短いというところで制度が使えないといった不満の声があるが、距離以外で区切る方法の導入予定はあるか。

答 町長
定期券購入等の実費に対する助成。距離に関係なく助成するなどの見直しを検討している。

問 高校生の登下校に合わせたバスを運行するなど、新たな取り組みは。

答 町長
公共交通については、より多くの利用者の利便性を向上させる必要があることから、公共交通に係る町民ア

ンケートの内容を充実させるなど、利用者のご意見を伺いながら、鏡野町地域公共交通計画に基づき、ダイヤの見直し等を実施していく。

問 4月から高校に通う中学生の生徒、保護者向けに早急にアンケートを取って、ニーズの把握を行っていただきたい。高校生はバスの乗車時間が長いことも利用しない理由になっている。自家用有償旅客運送化、ダイヤの見直しは。

答 まちづくり課長
自家用有償旅客運送については、津山市等、関係機関との調整などが必要になってくるので、近隣市町との状況を見ながら、慎重

に検討をしたい。また、ダイヤの見直しは、利用者の皆様の意見を伺い、順次行っていきたい。

問 高齢者のタクシー補助が始まり、次の弱者は高校生など、免許が取れない世代。公共交通機関として、高校生が、使いやすいように、新しい取り組みをしていただきたい。

答 町長
高校生の通学の利便性を高めていきたい。様々な方向から検討していく。

答 まちづくり課長
ダイヤの見直し等については、関係機関との協議や調整、また公共交通会議に諮る必要もあるので、4月の改編については少し難しいとは考えているが、早急に検討をしてまいりたい。





岡田 高幸[おかだ たかゆき] 議員

質問 高清水トレイルの有効活用



答弁

利用者に各種観光クーポン券をセットにして配布
地域資源の商品化と観光消費額の拡大に取り組む

問 高清水トレイルの利用者が町内に利益をもたらす仕組みは。

答 町長

県最北端の施設であり、道中で他の町内施設の利用は多く、アンケートでも、90%の方が「他の町内観光施設を利用」と回答、既に一定の消費、経済効果はあると推測するが、案内人付きのトレッキングと観光クーポンをセットにして、観光消費の拡大に取り組んでいる。今後は、民間主催の町内ツアーや、「かがみの里山健康クラブ」会員制度を活用した新たな取り組み、自然の資源から消費を生む取り組みを強化する。

問 実際の利用人数を把握しているか。産業観光課長

令和3年度の鏡

野町観光動態調査の数値から、推計で令和2年度は4万人弱、令和3年度は4万人強となり、大変大きな集客施設であると認識している。



問 遊歩道の修繕工事費用、シャトルバスの運行費用を今後どうするのか。

答 産業観光課長

環境に優しい施工として必要最小限の予算計上を考えている。また、シャトルバス運航費用は、利用者応分負担を原則に、事業自体の存続も含め検討する。

問 遊歩道中央付近のトイレの設置について。

答 町長

鳥取県三朝町との共同事業であり、水

や電気の問題、整備費用、維持管理費も含めて、強く働きかけていく。

質問

ペスタロッツ館が指定管理でないのは何故か



令和4年度以降、指定管理制度が管理委託を検討する

問

高梁市を参考に、大手外部企業とのコラボにより、利便性とサービスを向上させないか。

答

生涯学習課長

高梁市はツタヤ図書館として、指定管理を受けている。鏡野町も業者選定の条件として、第一に図書館運営のノウハウを持つ業者を考えている。

問

開館時間の延長はできないか。

答

教育長

近隣市町村の動向や利用者ニーズを踏まえ検討するが、現在

問

既に夏季30分の時間延長は行われている。祝日の開館はできないか。

答

生涯学習課長

職員の配置等、検討はするが現時点では難しい。

問

利便性とサービスの向上は、子供の学力・移住定住の取り組みにも影響しないか。

答

教育長

直接的な関係は分からないが、ある程度の効果があることは推測できる。

問

パソコン教室スペースの利用が少



▲ペスタロッツ館

なく思えるので、喫茶コーナーとして飲食ができるようなことを考えないか。

答

生涯学習課長

現在飲み物は蓋付きに限り許可されているが、食事となると難しい。パソコン教室の利用状況を上げることと考えると同時に、他の利用法も検討する。



【広報特別委員会】
委員長 鈴木 大介
副委員長 藤田 照子
委員 片田 八重美
牧田 俊一
飯綱 洋平
難波 達男
岡田 高幸



鏡野町議会を傍聴してみませんか!!

令和3年2月より本会議・常任委員会・全員協議会のライブ配信をしています。

次回定例会の日程（予定） 詳しくはホームページなどで確認してください。

と き	主な内容
3月3日(木) 10:00～	議案の提案理由説明

※その他の日程は未定のため、3月以降にお問合せください。

【問合せ】議会事務局 0868-54-2926



匿名 年男さんから

振興センターの日直をやめるという話を聞きました。各センターにおいて休みの日に何も連絡がないのは、平和な日が続いているということですが、緊急な事案が発生した場合にはセンターの役目は絶対に必要であると思います。ですからセンターの日直は今までの通りをお願いします。



匿名 寅男さんから

鏡野町タクシー利用助成事業ができた聞き、早速手続きに行きました。ところが、農耕車の免許を持っている人は対象外と言われました。これまで、農耕車で遠くの病院まで行ったことはありません。もう少し、優しい対応にしてもらえませんか。



匿名 ツネ子さんから

高齢者の一人暮らしですが、家までが坂道で冬は滑りやすく毎年困っています。ニガリなどいただくことはできませんか。

このコーナーは、皆様からお寄せいただいた質問、ご意見、様々な「声」を紹介しています。

応募先 〒708-0392 鏡野町竹田660 鏡野町議会事務局
電話 0868-54-2926 FAX 0868-54-4445

シリーズ⑩ 議会用語

議会や議員、行政に関する用語をわかりやすく解説します。

じよせき 除斥とは?

町議会における審議の公正を期するために、審議される事件と一定の利害関係を有する議員は当該事件の審議に参加することができないことをいいます。また、議員と一定の親族に関する事件についても除斥の対象となります。例えば、議員の配偶者や兄弟などが経営する法人との契約議案が該当します。（藤田 照子）

編集後記

春の訪れが待ち遠しいこの頃ですが、変異するコロナに立ち向かう日々はいままで続くのでしょうか。お疲れは、出ていません。

さて、年4回発行の「議会だより」ですが、より良い誌面づくりを目指して、年に一度、岡山県町村議会広報クリニックスの診断を受けています。その結果、「文章中心で読者には少し難しい印象を与えている。注目議案に焦点を。声の広場の拡充に期待する」などの総評をいただきました。声の広場コーナーの大切さを再認識し、課題解決に向けた特集づくりも視野に入れた誌面づくりに努めます。

これからも、よろしくお願いします。

（片田 八重美）